

ASTECC2018

第13回先端表面技術展・会議

<http://www.asteccexpo.jp/>

2018年 2月 14日 水 ▶ 16日 金

出展のご案内

展示会概要

Advanced Surface Technology Exhibition & Conference

ASTECC2018

第13回 先端表面技術展・会議

名称：ASTECC2018 第13回先端表面技術展・会議
<http://www.asteccexpo.jp/>

会期：2018年2月14日(水)～16日(金)10:00 - 17:00

会場：東京ビッグサイト(東京国際展示場)東4ホール

主催：ASTECC実行委員会

後援：経済産業省(予定)

協賛：公益社団法人日本表面科学会・一般社団法人日本真空学会・
一般社団法人日本トライボロジー学会・ラドテック研究会(予定)

併催会議：第13回表面技術会議

来場者数：50,000名(予定) 同時開催展含む

入場料：3,000円(但し、Webサイトで事前登録された方は入場無料)

同時開催展示会：SURTECH2018 表面技術要素展

東京ビッグサイト
東1-6ホールで
開催

nano tech 2018
国際ナノテクノロジー総合展・技術会議

InterAqua 2018
第8回 国際水ソリューション総合展

新機能性材料展 2018

3次元表面加飾技術展 2018

プリンタブルエレクトロニクス 2018

ENEX2018

Smart Energy Japan 2018

電力・ガス新ビジネスEXPO 2018

3D Printing 2018

様々な業界から最先端表面処理ニーズを
持った来場者が多数集まるトレードショー

出展対象

1 材料・素材

機能性ナノ薄膜、金・銀各種コロイド、導電性素材、絶縁体薄膜、電磁波シールド材、有機EL、フォトニック結晶、光触媒、各種触媒、インテリジェント材料、生体適合性材料、細胞シート、塗料・塗装、界面活性剤、撥水・親水性関連材料、防汚・防菌関連材料、光バリアフィルム・樹脂・コーティング剤、機能性ポリマー、機能性モノマー・オリゴマー、光重合開始剤、EB硬化インキ、精密機械用樹脂、ペーパー・摩擦材、スラリー

2 表面処理・コーティング・接合技術

撥水・親水性表面処理、レオロジー、アルマイト、鍍金、プラスト加工、研削・研磨、CMP、YAGレーザー溶接、エンボス加工、エッチング加工、LB膜、ナノスケール境界膜、ナノポーラスメンブレン、ナノ潤滑膜、DLCコーティング、セラミックス / チタン / フッ素コーティング、ダイ / ワイヤボンディング、UV / EB光硬化、摩擦圧接、摩擦撈拌接合、常温接合、粘着・接着・剥離、コールドスプレー

3 電子部品・デバイス

FED、SED、有機ELディスプレイ、フラットパネル、インクジェット、各種コーティング製品、光スイッチ・センサ各種デバイス、光ディスク、ハードディスク、非接触型ICチップ、ICカード、ホログラム、偽造防止・セキュリティ・認証各種製品、磁石、磁気テープ、フィルタ、燃料電池、太陽電池、薄膜リチウムイオン二次電池

4 表面処理・加工・計測装置

コロナ / オゾン / プラズマ表面処理装置、表面張力 / 形状 / 粗さ測定器、接触角測定器、レオロジー関連機器、静電除去装置、膜厚測定器、薄膜コーター、ラミネーター、塗装機械 / 装置、厚み・粘度各種コントローラー、ウエハ製造・研磨装置、CVD装置、スパッタリング、UVランプ、電子線照射装置、フォトレジスト処理装置、露光装置、EB描画装置、スピンドレロップ、エッチング装置、イオン注入装置、レジスト剥離装置、ナノインプリント、電子顕微鏡

出展要項

●出展料

企業エリア **¥320,000**(税別)

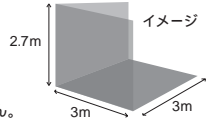
独法・公的機関・海外パビリオン・学校各研究室エリア **¥160,000**(税別)

小間設営・装飾費、電気・給排水・電話料金、小間内清掃費、廃棄物処理費などの工事費および使用料は含まれていません。

■小間仕様

1小間=9m²(間口3m × 奥行き3m)

隣接する小間がある場合は、事務局側で仕切りパネル(高さ2.7m)を設置します。但し、角小間の場合、通路側のパネルはつきません。



●申込方法

出展申込書に必要事項を記入の上、事務局宛にFAXにてお送りください。本展示会は仮申込が可能です。2017年7月31日(月)迄に書面による仮予約の解約通知を主催者が受領した場合、解約料は一切かかりません。

1 申込締切日: 2017年9月29日(金)

但し、締切前でも予定の小間数になり次第締切りますので、お早めにお申込みください。

2 出展料のお支払い: 出展本申込後、請求書を送付いたします。

[入金期限: 10月31日(火)]

3 出展申込の取消: 出展申込書提出後の取消は原則として出来ません。但し、事務局でやむを得ないと判断した場合は取消を認め、左記の基準で解約料をお支払いいただきます。

書面による解約通知を受領した日を基準とする	解約料率
2017年9月29日(金)	ご請求額の50%
2017年9月30日(土)	ご請求額の100%

小間位置の決定

お申込順にてご希望の場所を選定していただけます。公式Webサイト上の「フロアレイアウト」から、ご希望の番号を「出展申込書」にご記入の上、事務局宛へFAXにてお申込みください。申込受付の翌日には公式Webサイト上に出展者名・配置場所を掲載し、公開いたします。同一日に複数のお申込みが重なった場合は、申込時間が早い申込者を優先して受付けます。

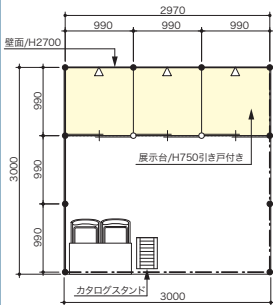
パッケージブース(オプション)

基礎装飾・備品をセットにした費用対効果の高いパッケージブースをご用意しております。お申込みにつきましては10月下旬に配布いたします出展の手引きをご参照ください。

1小間ブースプラン

セット価格: ¥120,000(税別)(予定)

素材: システムパネル(3m×3m 高さ2.7m)

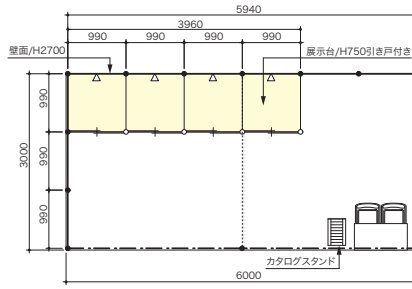


オプションパッケージブース 1小間用		
品名		数量
展示台	(W990×D990×H750)	3台
受付カウンター	(W900×D450×H750)	1台
パラベット	(H300)	1式
社名板	ゴシック系打ち文字(W1200×H200)	1枚
パイプイス		2脚
カタログスタンド	(A4縦型 12段)	1台
貴名受		1ヶ
スポットライト	(100W)	3ヶ
床面カーペット	(カーペット止め入り)	9m ²
幹線工事	(電気使用料込み)	1kW
コンセント	(2口)	1ヶ
ゴミ箱		1ヶ

2小間ブースプラン

セット価格: ¥180,000(税別)(予定)

素材: システムパネル(3m×6m 高さ2.7m)



オプションパッケージブース 2小間用		
品名		数量
展示台	(W990×D990×H750)	4台
受付カウンター	(W900×D450×H750)	1台
パラベット	(H300)	1式
社名板	ゴシック系打ち文字(W1200×H200)	1枚
パイプイス		2脚
カタログスタンド	(A4縦型 12段)	1台
貴名受		1ヶ
スポットライト	(100W)	4ヶ
床面カーペット	(カーペット止め入り)	18m ²
幹線工事	(電気使用料込み)	2kW
コンセント	(2口)	2ヶ
ゴミ箱		1ヶ

開催までのスケジュール

2017年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2018年 2月
出展仮申込締切日 7月31日(月)		出展本申込締切日 9月29日(金)	出展者説明会 10月下旬(予定)	ビジネス マッチング システム オープン	各種提出 書類締切日	搬入・設営日 2月12日(月)&13日(火)
			入金期限 10月31日(火)			展示会開催 2月14日(水)~16日(金)

お問合せ・申込先

ASTEC
実行委員会事務局

株式会社JTBコミュニケーションデザイン内
〒105-8335 東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング
TEL: 03-5657-0757 FAX: 03-5657-0645 Email: astec@jtbcom.co.jp

Jtb
Communication
Design

1. 契約の成立

仮申込と本契約の2段階となる場合:主催者は2017年7月31日までを有効期限とし、出展者からの仮申込を受付けることとします。この間は、出展申込に関する契約は成立していないものとします。仮申込を申請した出展者は、2017年7月31日までに正式な申込書を主催者に提出するものとし(書面での連絡も可)、主催者が申込書を受領した時点をもって、本出展の契約が成立するものとします。仮申込の有効期限までに正式な申込書が主催者に提出されなかった場合もしくは書面にて本申込への切替えの連絡がなかった場合、主催者は仮申込を破棄する権利を有するものとします。従って、この場合、仮申込時に出展者に提示された 申込受付の可否 小間位置等、全ての条件は無効となります。仮申込をせずに直接本申込を希望する出展者については、本申込締切日までに正式な申込書を主催者に提出するものとします。

2. 小間の転貸などの禁止

出展者は、自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

3. 共同出展者の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名などを申し込み時に主催者へ通知するものとします。

4. 出展物の設置及び撤去

出展者は、主催者の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、及び出展物の搬入出を行わなければならないものとします。会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

5. 展示場の使用

宣伝・営業活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。各出展者は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとします。主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出展者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

6. 出展物の管理と免責

主催者は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。

7. 保証条項

出展者は主催者に対し、展示会の出品またはこれに関連する出品品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

8. 出展者の義務

(1) 出展者は主催者に対し、自己の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。

(2) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

9. 損害賠償

(1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失

についての責任を負うものとします。

(2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

出展者の展示会の出展に係る行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(出展者とともに被告とされた場合を含む)。

の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとします)。

10. 小間位置の決定

出展のお申込順にてご希望の場所を選定できます。

11. 展示会の中止

主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不相当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。

12. 出展料金支払い方法

出展者は主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに出展料およびそれに付随するオプション代金を支払うものとします。出展者からの支払いは、主催者が請求書に記載した指定口座に日本円で支払うものとします。約束手形・小切手等の取扱いはいたしません。

13. 出展の変更または解約について

本申込み手続き後の取消は原則として出来ません。但し、事務局でやむを得ないと判断した場合は取消を認め、次の基準で解約料をお支払いいただきます。

書面による解約通知を受領した日を基準とする	解約料率
2017年 9月29日(金)まで	ご請求額の50%
2017年 9月30日(土)以降	ご請求額の100%

14. 査証の取得

海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展者の責任において作成、手続きを行うものとします。

主催者は原則として、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行しないものとします。

また、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

15. 規定の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。

16. 規約の変更と追加

出展者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。主催者は、各年度ごとの出展者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

17. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

18. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。